

平成29年 給与に関する報告及び勧告の概要

本年の給与勧告の特徴

- **月例給は改定なし、特別給（ボーナス）は4年連続のプラス改定**
 - ・ 民間給与との較差91円（0.02%）が小さいことから、月例給の改定は行わない。
 - ・ 特別給（ボーナス）を引き上げ（0.1月分）、引上げ分は勤勉手当に配分
- **扶養手当の見直し**
 - ・ 配偶者に係る手当額を引き下げ、子に係る手当額を引き上げる。

1 公民比較

(1) 月例給

民間給与	職員給与	公民較差
386,927円	386,836円	91円（0.02%）

（平成29年4月分給与を比較）

- ※ 市内民間事業所の調査対象は、286事業所（市内1,424事業所から無作為抽出）本市職員と民間の事務・技術関係の職務に従事する者について、給与を比較
[昨年の公民較差 455円（0.12%）]

(2) 特別給（ボーナス）

民間の年間支給割合 4.47月（本市現行：4.35月）

- ※ 昨年8月から本年7月までに支給された特別給で算出
[昨年の民間の年間支給割合 4.36月（本市：4.25月）]

2 給与報告・勧告の内容

(1) 特別給の改定内容

期末・勤勉手当の支給月数を年間で0.1月分引き上げ、4.45月^{*}とすること。

引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に配分すること。

※ 支給月数は0.05月単位としており、小数点以下第2位を二捨三入、七捨八入して算出。

		期末手当	勤勉手当	合計	
29年度	一般職員	6月期	1.25（支給済）	0.85（支給済）	4.45 （現行4.35）
		12月期	1.40（改定なし）	0.95 （現行0.85）	
	管理職員	6月期	1.05（支給済）	1.05（支給済）	4.45 （現行4.35）
		12月期	1.20（改定なし）	1.15 （現行1.05）	
30年度	一般職員	6月期	1.25	0.90 （現行0.85）	4.45
		12月期	1.40	0.90 （現行0.85）	
	管理職員	6月期	1.05	1.10 （現行1.05）	4.45
		12月期	1.20	1.10 （現行1.05）	

(2) 扶養手当の見直し

女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生じていること及び少子化対策の推進のため、国や他の地方公共団体等の状況も踏まえ、配偶者に係る手当額を父母等と同額まで引き下げ、子に係る手当額を引き上げる。

配偶者に係る手当額を6,500円とし、子（配偶者が不在の場合における子のうち1人を除く）に係る手当額を10,000円とする。

(3) 実施時期

特別給の改定：この勧告を実施するための条例の公布日から実施

扶養手当の見直し：平成30年4月1日から実施

3 人事給与制度等に関する報告の内容

職員一人ひとりがその意欲・能力を最大限に発揮する組織としていくため、働きやすい職場環境を整えることが喫緊の課題となっている。そのために「長時間労働の是正」や「女性の活躍推進」などの取組を総合的に進め、組織全体が一丸となって取り組み、職員一人ひとりが強い意識で、主体的に課題解決に取り組んでいく必要がある。

(1) 長時間労働の是正・過重労働の防止

退勤時間など労働時間を適正に把握し、「量と質双方の観点からの業務の見直しと削減」及び「職員一人ひとりの意識改革」を両輪で進めていく必要がある。

(2) 女性の活躍推進

「長時間労働の是正」及び「男性の家事・育児参画」並びに「女性のキャリア形成支援」の取組が必要不可欠である。女性のキャリア形成支援については将来のライフイベントの発生を見越した中長期的なキャリア支援やライフイベントの発生を機に仕事の内容や昇任の機会が限定されることを防ぐ取組も必要である。

(3) コンプライアンスの推進

経験の浅い職員が増加していることに留意し、人事異動があっても滞りなく業務執行が行える体制を組織的に構築する必要がある。事務処理ミスは起こりうるとの前提で、発生前に未然に防ぐ体制を確立し、運用しつつ改善していく必要がある。

(4) 高齢層職員の能力及び経験の活用

高齢層職員が経験と能力を活かして十分に活躍できる業務内容、配置、処遇の在り方、高齢期を見据えたキャリア形成支援の在り方について、十分な議論と検討を行っていく必要がある。

(5) 人事給与制度や人材育成の在り方

有為な人材を確保し、市民からの信頼と期待に応えていくために、人事給与制度や人材育成の在り方について今後も継続的に検討していく必要がある。

(6) 職員が意欲・能力を最大限に発揮するための多様な取組

- ア 多様で柔軟な働き方
- イ ハラスメントの防止
- ウ 職員の健康管理の推進
- エ 非常勤職員の勤務環境の整備
- オ 障害者の就労支援

【参考1】 勧告どおり特別給の改定が実施された場合の行政職員の平均年収額

現行	改定後	増減	平均年齢
623万5千円	627万2千円	3万7千円	40歳8月

(平成29年4月から平成30年3月までの年収額)

<影響額> 行政職員、消防職員、教育職員及び医療職員

約12億円 [32,168人]

【参考2】 最近の給与勧告の状況

	月例給 公民較差	特別給(ボーナス)		平均年間給与 増減額(行政職)
		年間支給月数	対前年比増減	
平成19年	▲0.31%	4.50月	0.05月	▲1千円
20年	※ ▲0.02%	4.50月	—	—
21年	▲0.50%	4.15月	▲0.35月	▲17万4千円
22年	▲0.80%	4.00月	▲0.15月	▲11万1千円
23年	▲0.76%	4.00月	—	▲4万8千円
24年	▲0.08%	4.00月	—	▲4千円
25年	※ ▲0.02%	4.00月	—	—
26年	0.23%	4.15月	0.15月	7万1千円
27年	0.27%	4.25月	0.10月	5万5千円
28年	0.12%	4.35月	0.10月	4万4千円

29年	0.02%	4.45月	0.10月	3万7千円
-----	-------	-------	-------	-------

※ 平成20年及び平成25年は勧告を行わなかった。

お問合せ先

人事委員会事務局調査課長 いまに 今仁 知宏 Tel 045-671-3343